

## 別表

## 奨学生所得基準

- 1 本人の属する世帯における家計支持者(父及び母。又はこれに代わる者)の1年間の認定所得金額が表1の基準額以下であること。

表1 基準額

区 分		認定所得金額
世帯人員	2 人	45万円
	3 人	52万円
	4 人	57万円
	5 人	61万円
	6 人	65万円
	7 人	68万円
	8 人	71万円

- 2 前項の認定所得金額とは、本人の属する世帯における家計支持者(父及び母。又はこれに代わる者)の1年間の総収入金額(次のア、イにより計算した金額の合計額)から、別表第2の特別控除額を控除した金額をいう。

## ア 給与所得の場合

年間総収入金額	給与所得金額
329万円以下の場合	0円
330万円以上400万円以下の場合	年間総収入金額×0.8-263万円
401万円以上878万円以下の場合	年間総収入金額×0.7-223万円
879万円以上の場合	年間総収入金額-486万円

(注1)年間総収入額は、「所得課税扶養証明書」の給与収入額に記載された金額をいう。

(注2)1万円未満は切り捨てとする。

## イ 給与所得以外の場合

事業所得、農業所得、雑所得等については、「所得課税扶養証明書」に記載された各種所得金額の合計額とする。

表2 特別控除額表

控 除 区 分		特別控除額		
本人以外の世帯員	申請時に在学している学校の種別(児童・生徒・学生1人当たり)	小学校	8万円	
		中学校	16万円	
		高等学校	28万円	
		高等専門学校	67万円	
		専修学校	高等課程	36万円
			専門課程	87万円
		短期大学	87万円	
		大学	123万円	
本人	進学を希望する学校の種別	高等学校	28万円	
		高等専門学校	67万円	
		専修学校	高等課程	36万円
			専門課程	87万円
		短期大学	87万円	
		大学	123万円	

## 【認定所得金額の計算例】

4人世帯(父:サラリーマン 収入 350 万円、母:パート 収入 100 万円、中学 2 年生、高校進学を希望する本人)

父の収入 350 万円 + 母の収入 100 万円 = 450 万円…年間総収入金額

(2-アに当てはめる)450 万円 × 0.7 - 223 万円 = 92 万円

92 万円 - 特別控除額(中学校 16 万円 + 高校 28 万円) = 48 万円…認定所得金額

(1-別表第1に当てはめる)48 万円 < 4人 57 万円…基準額以下に該当する